

パルシック役員報酬規程

第1条（目的）

特定非営利活動法人パルシックの理事ならびに監事（以下「役員」という）に毎月支給する報酬（以下「役員報酬」という）その他の給与の取り扱いに関する事項で、法令または定款に別段の定めのある事項以外については、この規程の定めるところによる。

第2条（報酬の体系）

1. 役員にはその総数の3分の1以下の範囲内で、総会の決議を経て定められた上限の範囲内において、役員報酬を支払うことができる。
2. 役員報酬の支給対象者及び支給金額等は、当該役員の職責と職務実態、本法人の財務状況及び同様の事業規模を有する他法人における状況等を総合的に勘案した上で、過大な支給とならないよう留意しつつ、理事会で決定する。
3. ただし、職員兼務役員が勤務実態に基づく給与のみの支払いを受ける場合、その者は役員報酬を受ける役員に含まない。
4. 職員兼務役員に対して勤務実態に準じて支払う給与額は、パルシック給与規定第1章第4条に基づくものとする。
5. この規程に定めることのほか、役員報酬の支給に関してはパルシック給与規程第1章第4条を準用する。

第3条（実費弁償）

役員が法人業務遂行に必要な費用を支出した場合には、その実費相当分を弁償することができる。

第4条（改廃）

この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

付 則

この規定は2018年4月1日より施行する。

この規程は2023年7月1日より適用する。

特定非営利活動法人パルシック
給与規定

2009年5月9日改定
2009年5月20日改定
2016年4月1日改定
2017年4月1日改定
2021年6月1日改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、就業規則第46条に基づき、職員の給与に関する事項を規定する。

(適用範囲)

第2条 この規定は、就業規則第2条に定める正職員に適用する。臨時職員、嘱託職員、パートタイマー及びアルバイトの給与に関する事項は個別に定める。

(給与の種類)

第3条 正職員の給与の種類は次の通りとする。

- (1) 基本給
- (2) 勤務手当
- (3) 通勤手当

第4条 専従役員の給与に関しては、別表2を基礎として職責に準じて理事会で決定する。

第2章 給与計算及び支払方法

(計算期間)

第5条 給与の計算期間は、毎月1日から同月の末日までを1か月として計算し、1年の起算日は4月1日とする。

(給与の支払日)

第6条 給与の支払日は、毎月20日とする。ただし、当日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。

- 2 前項にかかわらず、正職員が退職又は死亡したときで本人又は権利者から請求があった場合には、請求のあった日から7日以内に給与を支払う。

(給与の支払方法)

第7条 給与は、通貨で直接本人に支払う。ただし、本人が本人名義の金融機関の預金口座への振込みを希望した場合には、振込によって支払うものとする。

(給与の控除)

第8条 次に掲げるものは、給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料
- (3) その他、職員との書面協定により給与から控除することとしたもの

(非常時払い)

第9条 正職員が、出産、疾病、災害等による非常の場合に費用に充てるために請求した場合には、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

(日割り計算)

第10条 給与計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合は、その月の給与を下記の算式により日割

計算して支払う。

(基本給+諸手当) ÷ 1 ヶ月平均所定労働日数 × 出勤日

(欠勤等の扱い)

第 11 条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として 1 日又は 1 時間当たりの給与額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、給与計算期間の全部を休業した場合は、給与月額のをすべてを支給しないものとする。

(1) 遅刻・早退・私用外出等の控除

基本給 ÷ 1 ヶ月平均所定労働時間 × 不就労時間数

(2) 欠勤控除

基本給 ÷ 1 ヶ月平均所定労働日数 × 不就労日数

(休暇休業等の給与)

第 12 条 年次有給休暇及び就業規則第 21 条（正職員の特別休暇）に定める特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の給与を支給する。

2 法人の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1 日につき平均賃金の 6 割とする。

第 3 章 基本給

(基本給)

第 13 条 基本給は、下記別表 2 を基準として、正職員ごとに次に掲げる要素を考慮して月額で定める。

(1) 年齢

(2) 勤続年数に基づく等級（別表 1 参照）

(3) 特別職手当は、5 万円以上とし、その額は理事会で決定する。

第 4 章 諸手当

(勤務手当)

第 14 条 物価水準に応じて勤務地域を A 地域、B 地域、C 地域に分類し、B 地域と C 地域の給与は基本給に勤務手当を足した額を支給する。C 地域の勤務手当には、12 時間分の法定労働時間外勤務に対する賃金を含むものとする。

(通勤手当)

第 15 条 所定の交通機関を利用して通勤する者に対しては、通勤にかかる実費の乗車券代を支給する。ただし、出勤の日数によっては定期代を支給する。1 日の通勤手当の上限は、往復の乗車券代 2200 円程度までとする。ただし、直線距離にして 70km 以内であり、経済的かつ合理的な経路であれば上記の範囲を越えて支給する。

(給与の改定等)

第 16 条 基本給及び諸手当等の給与の改定については、原則として毎年 4 月に行うこととし、改定額については、第 13 条の規定を勘案して各人ごとに決定する。

2 前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に給与の改定を行うことがある。

3 海外勤務者の給与に関しては、大きな為替変動があった場合には適宜対応する。

附 則

1. この規定は、2009 年 3 月 1 日より適用する。

2. この規程は、2016 年 4 月 1 日より適用する。

3. この規定は、2017年4月1日より適用する。ただし、この規定適用により従来~~の~~給与額より減額となる職員には、旧来の規定を適用する。
4. この規定は、2022年4月1日より適用する。

別表1 パルシック給与表

パルシック新給料表案

等級 16,600円

A地域 (物価指数0~60): 東ティモール、インドネシア、スリランカ

B地域 (物価指数51~75): レバノン、パレスチナ基本給の15%の地域手当

C地域 (物価指数76~100): 日本 基本給の22.5%の地域手当

職員の区分	勤続0年~			勤続3年以上			勤続6年以上			勤続9年以上			勤続12年以上			特別職手当 給料月額
	1級-A地域 (基本給)	1級-B地域	1級-C地域	2級-A地域 (基本給)	2級-B地域	2級-C地域	3級-A地域 (基本給)	3級-B地域	3級-C地域	4級-A地域 (基本給)	4級-B地域	4級-C地域	5級-A地域 (基本給)	5級-B地域	5級-C地域	
22歳	183,150	210,623	224,359													円
23歳	185,900	213,785	227,728													50,000
24歳	188,700	217,005	231,158													
25歳	191,450	220,168	234,526	207,950	239,143	254,739										
26歳	194,250	223,388	237,956	210,750	242,363	258,169										
27歳	197,000	226,560	241,325	213,500	245,525	261,538	224,450	258,118	274,951							
28歳	199,800	229,770	244,755	216,300	248,745	264,968	227,250	261,333	278,331							
29歳	202,550	232,933	248,124	219,050	251,908	268,336	230,000	264,500	281,750							
30歳	205,350	236,153	251,564	221,850	255,128	271,766	232,800	267,720	285,180	249,300	286,695	305,393				
31歳	208,100	239,315	254,923	224,600	258,290	275,135	235,550	270,883	288,549	252,050	289,858	308,761				
32歳	210,900	242,535	258,353	227,400	261,510	278,565	238,350	274,103	291,979	254,850	293,078	312,191				
33歳	213,650	245,698	261,721	230,150	264,673	281,934	241,100	277,265	295,348	257,600	296,240	315,560	274,100	315,215	335,773	
34歳	216,450	248,918	265,151	232,950	267,893	285,364	243,900	280,485	298,778	260,400	299,460	318,990	276,900	318,435	339,203	
35歳	219,200	252,080	268,520	235,700	271,055	288,733	246,650	283,648	302,146	263,150	302,623	322,359	279,650	321,598	342,671	
36歳	222,000	255,300	271,950	238,500	274,276	292,163	249,450	286,868	305,576	265,950	305,343	325,739	282,450	324,813	346,001	
37歳	224,750	258,463	275,319	241,250	277,438	295,531	252,200	290,030	308,945	268,700	309,005	329,158	285,200	327,980	349,370	
38歳	227,550	261,683	278,749	244,050	280,658	298,961	255,000	293,250	312,375	271,500	312,225	332,588	288,000	331,200	352,800	
39歳	230,300	264,845	282,118	246,800	283,820	302,330	257,750	296,413	315,744	274,250	315,388	335,956	290,750	334,363	356,169	
40歳	233,100	268,065	285,548	249,600	287,040	305,760	260,550	299,633	319,174	277,050	318,608	339,386	293,550	337,583	359,599	
41歳	235,850	271,228	288,916	252,350	290,203	309,129	263,300	302,795	322,543	279,800	321,770	342,755	296,300	340,746	362,968	
42歳	238,650	274,448	292,346	255,150	293,423	312,559	266,100	306,015	325,973	282,600	324,990	346,185	299,100	343,965	366,398	
43歳	241,400	277,610	295,715	257,900	296,585	315,928	268,850	309,178	329,341	285,350	328,153	349,554	301,850	347,128	369,766	
44歳	244,200	280,830	299,145	260,700	299,905	319,358	271,650	312,398	332,771	288,150	331,373	352,984	304,650	350,348	373,195	
45歳	246,950	283,993	302,514	263,450	302,968	322,726	274,400	315,560	336,140	290,900	334,535	356,353	307,400	353,510	376,565	
46歳	249,750	287,213	305,944	266,250	306,188	326,156	277,200	318,780	339,570	293,700	337,755	359,783	310,200	356,790	379,995	
47歳	252,500	290,375	309,313	269,000	309,350	329,525	279,950	321,943	342,939	296,450	340,918	363,151	312,950	359,893	383,364	
48歳	255,300	293,595	312,743	271,800	312,570	332,955	282,750	325,163	346,369	299,250	344,138	366,581	315,750	363,113	386,794	
49歳	258,050	296,768	316,111	274,550	315,733	336,324	285,500	328,325	349,738	302,000	347,300	369,950	318,500	366,275	390,163	
50歳	260,850	299,978	319,541	277,350	318,953	339,754	288,300	331,545	353,168	304,800	350,520	373,380	321,300	369,495	393,593	
51歳	263,600	303,140	322,910	280,100	322,116	343,123	291,050	334,708	356,536	307,550	353,683	376,749	324,050	372,658	396,961	
52歳	266,400	306,360	326,340	282,900	325,335	346,553	293,850	337,928	359,966	310,350	356,903	380,179	326,850	375,878	400,391	
53歳	269,150	309,523	329,709	285,650	328,498	349,921	296,600	341,090	363,335	313,100	360,065	383,548	329,600	379,040	403,760	
54歳	271,950	312,743	333,139	288,450	331,718	353,351	299,400	344,310	366,765	315,900	363,285	386,978	332,400	382,260	407,190	
55歳	274,700	315,905	336,508	291,200	334,980	356,720	302,150	347,473	370,134	318,650	366,448	390,346	335,150	385,423	410,559	
56歳	277,500	319,125	339,938	294,000	338,100	360,150	304,950	350,693	373,564	321,450	369,668	393,776	337,950	388,643	413,989	
57歳	280,250	322,288	343,308	296,750	341,263	363,619	307,700	353,855	376,933	324,200	372,830	397,145	340,700	391,805	417,358	
58歳	283,050	325,508	346,736	299,550	344,483	366,949	310,500	357,075	380,363	327,000	376,050	400,575	343,500	395,025	420,788	
59歳	285,800	328,670	350,105	302,300	347,645	370,318	313,250	360,238	383,731	329,750	379,213	403,944	346,250	398,188	424,156	
60歳	288,600	331,890	353,535	305,100	350,865	373,748	316,050	363,468	387,161	332,550	382,433	407,374	349,050	401,408	427,586	

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2:新給与表で給与が下がる職員については、改定前の給与表を3年間適用する。

3:急激な物価水準が生じた場合には、物価上昇率を見ながら追加的に手当を支給することを理事会で決定する。

4:この給与表は5年後に理事会で見直しを検討する。

5:特別職手当は、5万円以上とし、その額は理事会で決定する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人パルシック	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
-----	----------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	1,365,000 円
受取寄附金	25,478,166 円
受取助成金等	342,598,844 円
事業収益（民際協力事業）	35,837,256 円
事業収益（フェアトレード事業）	146,286,746 円
その他収益	8,316,039 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	559,882,069 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			給与	2022年4月1日～2023年3月31日	3,889,200円
			給与	2022年4月1日～2023年3月31日	4,154,220円
			給与	2022年4月1日～2023年3月31日	4,235,808円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2022年4月1日～2023年3月31日
------	----------------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
70人	97,368,238円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
2022.4.7	シリアでの事業費	3,739,800円
2022.4.11	レバノン事業の監査費	489,957円
2022.4.22	レバノン事業の管理費	505,674円
2022.5.12	シリア事業の監査費	555,510円
2022.5.24	シリアでの事業費	5,155,600円
2022.5.24	シリアでの事業費	10,053,420円
2022.5.26	レバノンでの活動費	2,570,200円
2022.5.31	シリアでの事業費	11,629,800円
2022.6.10	シリアでの監査費	351,572円
2022.6.20	レバノンでの活動費	684,807円
2022.6.23	シリアでの監査費	388,550円

2022.6.30	シリアでの事業費	4,266,840 円
2022.7.27	レバノン事務所の管理費	538,239 円
2022.8.2	レバノンでの事業費	4,364,043 円
2022.9.21	レバノンでの事業費	4,125,076 円
2022.9.29	シリアでの事業費	5,816,400 円
2022.10.6	レバノンでの活動費	2,913,400 円
2022.10.6	シリアでの事業費	11,217,027 円
2022.11.1	シリアでの監査費	831,279 円
2022.11.18	レバノンでの事業費	8,478,600 円
2022.12.6	レバノンでの事業費	1,316,353 円
2022.12.8	シリアでの事業費	8,478,600 円
2023.2.13	シリアでの事業費	3,050,490 円
2023.2.17	トルコでの事業費	3,114,200 円
2023.2.24	レバノンでの活動費	2,703,600 円
2023.3.20	トルコでの監査費	571,766 円
2023.3.30	シリアでの事業費	2,271,880 円
2022.8.10	マレーシアでの宿泊費	120,479 円
2022.8.26	マレーシアでの事業費	519,675 円
2022.9.26	マレーシアでの事業費	174,720 円
2022.12.1	マレーシアでの事業費	701,920 円
2022.5.16	ミャンマー避難民への支援	1,306,600 円
2022.6.25	ミャンマー避難民への支援	1,364,400 円
2022.9.7	ミャンマー避難民への支援	1,200,000 円
2022.9.13	ミャンマー避難民への支援	300,000 円
2022.9.12	ミャンマー避難民への支援	4,000,000 円
2022.9.26	ミャンマー避難民への支援	4,000,000 円
2022.10.7	ミャンマー避難民への支援	4,000,000 円
2022.10.21	ミャンマー避難民への支援	4,000,000 円
2022.10.27	ミャンマー避難民への支援	4,000,000 円
2022.11.8	ミャンマー避難民への支援	820,000 円

2022.12.1	ミャンマー避難民への支援	4,000,000 円
2022.12.29	ミャンマー避難民への支援	4,000,000 円
2023.1.18	ミャンマー避難民への支援	4,000,000 円
2023.2.24	ミャンマー避難民への支援	4,000,000 円
2023.3.30	ミャンマー避難民への支援	4,000,000 円
2022.5.2	パレスチナでの事業費	5,000,000 円
2022.5.31	パレスチナでの事業費	5,000,000 円
2022.8.9	パレスチナでの事業費	20,000,000 円
2022.11.11	パレスチナでの事業費	20,000,000 円
2022.12.6	パレスチナでの事業費	25,000,000 円
2023.1.17	パレスチナでの事業費	13,345,200 円
2023.3.29	パレスチナでの事業費	30,000,000 円
2022.4.22	スリランカでの事業費	800,000 円
2022.7.24	スリランカでの事業費	1,000,000 円
2022.9.13	スリランカでの緊急支援	800,000 円
2022.11.11	スリランカでの事業費	1,500,000 円
2022.11.15	スリランカでの紅茶の有機監査費	262,354 円
2023.1.17	スリランカから紅茶仕入れ	202,730 円
2023.3.28	スリランカから紅茶仕入れ	1,350,831 円
2022.7.29	ティモール事務所での事業費、コーヒー豆仕入れ	24,500,000 円
2022.11.14	東ティモールからのコーヒー豆仕入れ	25,264,800 円
2022.12.14	東ティモールでの事業費	5,000,000 円
2023.2.28	東ティモールでの事業費	6,700,000 円
2023.3.28	トルコでの緊急支援	11,849,400 円
		円

※この書類は毎年度作成し、事務所へ備置き、閲覧させる必要があります。
但し、所轄庁へ提出する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人パルシック	チェック欄
-----	----------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の用途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	2022年4月1日～2023年3月31日	11人	0人	0%	2人	18.2%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
- (注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。
(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が各目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

									就任
石井宏明		理事		○					令和4年 6月4日
秋吉 恵		監事		○					令和4年 6月4日
山本 達也		監事		○					令和4年 6月4日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人パルシック		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（弥生会計） を使用、ルーズリーフ	毎日	10年間
現地会計簿（各事業地別）	エクセル使用、ルーズリーフ	毎日	10年間
給与台帳	エクセル使用、ルーズリーフ	毎月	10年間
商品在庫表	エクセル使用、ルーズリーフ使用	年度末	10年間
出入金伝票	単票	毎日	10年間
商品代金請求書	会計ソフト（弥生販売） を使用、ルーズリーフ	毎日	10年間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人パルシック	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時にける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人パルシク	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同 意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人パルシック
-----	----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
	✓			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
	✓				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・ <u>無</u>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
㊸ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月日～月日	設立年月日	

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人パルシック	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ